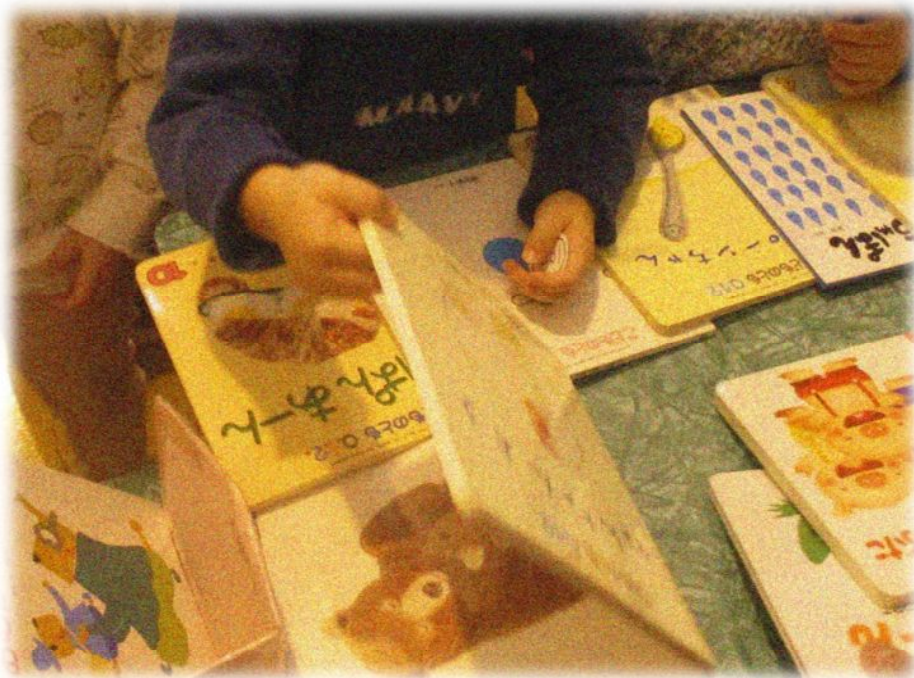




第3次

会津美里町子ども読書活動推進計画



令和8年4月

会津美里町教育委員会



第3次会津美里町子ども読書活動推進計画の策定にあたって

一冊の本との出会いが、一人の人生を大きく変えることがあります。読書は、知識を得るための手段である以上に、想像力を豊かにし、他者への共感力を育み、人間力を磨いて、未知の世界へと羽ばたくための力を授けてくれる素晴らしい営みです。変化が激しく、予測困難なこれからの時代を生き抜く子どもたちにとって、自ら考え、深く洞察する力の源泉となる「読書」の重要性は、かつてないほど高まっていると考えます。しかしながら、子どもの読書に関する実態は、様々な調査や施策評価からは決して芳しいものではなく、進展するデジタル社会の影響を受けながら改善もままならない状況にあり、懸念されるところであります。

会津美里町では、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成28年に第1次、令和3年に第2次計画を策定し、子どもの読書活動を推進するため様々な施策を展開してまいりましたが、今般、上位計画である第4期教育振興基本計画が策定されたことを受け、これまでの成果と課題を整理しながら、第3次計画を策定する運びとなりました。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、子どもの読書活動が「健やかに成長し、豊かな人間性を形成する上で極めて重要」と明記しており、本町においてもこの法の精神に基づき、すべての子どもがあらゆる場所で本に親しめる環境を整えることが肝要であります。本計画は、今後の更なるデジタル化や生活スタイルの変容を踏まえながら、これまでの施策をブラッシュアップするとともに、新たな取組も盛り込みながら、家庭、地域、学校が一体となり、社会全体で子どもたちの「読む力」と「豊かな心」を支えていくためのロードマップとしての性格を持たせながら再編いたしました。

子どもたちが本を開くとき、そこには無限の可能性が広がっています。町教育委員会といたしましては、子どもたちが置かれた環境に左右されることなく、誰もが読書の喜びを享受できる環境づくりに向け、全力で取り組んでまいり所存でありますので、町民の皆様を始め関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました、図書館協議会の委員の皆様にご心より感謝を申し上げ、巻頭のご挨拶といたします。

令和8年4月

福島県大沼郡会津美里町教育委員会教育長 歌川哲由

【目次】

第1章 第3次会津美里町子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画策定の背景	1
第2章 第2次会津美里町子ども読書活動推進計画の進捗状況について	3
基本方針 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実のために	3
基本方針 2 子どもの読書環境の整備と充実のために	6
基本方針 3 子どもの読書活動についての理解と促進のために	8
計画の指標	9
第3章 第3次会津美里町子ども読書活動推進計画の概要	10
1 計画の位置づけ	10
2 計画の対象と期間	10
3 基本方針	10
第4章 第3次会津美里町子ども読書活動推進計画の取組み	11
基本方針 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実のために	11
基本方針 2 子どもの読書環境の整備と充実のために	13
基本方針 3 子どもの読書活動についての理解と促進のために	16
第5章 計画の推進	17
1 計画の推進体制	17
2 計画の推進状況の確認	17
3 計画の指標	17
<巻末資料>	18
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	18
2 「読書に関する調査」の結果	20
3 用語解説	22
4 第3次会津美里町子ども読書活動推進計画策定経過	23

1 計画の目的

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154条）第2条）」です。また、子どもの発達段階においても、子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神的な発達に大きな役割を果たします。

会津美里町では、町内すべての子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を確立できるよう、平成28年に「会津美里町子ども読書活動推進計画」を、令和3年3月には、「第2次会津美里町子ども読書活動推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

この計画期間の満了に伴い、「第3次会津美里町子ども読書活動推進計画」（以下、「第3次計画」という。）においては、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2次計画における課題の検証と、成果を継承することで、引き続き子どもの読書活動を推進していくことを目的とします。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。

推進法に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、令和5年3月には、第五次基本計画が策定されました。第五次基本計画では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

また、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしています。

(2) 県の動向

平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「県計画」という。）が策定され、令和7年3月には第五次県計画を策定し、『ふくしまの未来をひらく読書の力』というスローガンを掲げ、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、学校等、家庭、地域が連携・協力し子どもの読書活動を推進することとしています。

(3) 社会情勢の変化

<視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定>

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月には、読書バリアフリー法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「読書バリアフリー基本計画」という。)が策定され、令和7年3月には「第二期読書バリアフリー基本計画」が策定されました。

<教育におけるデジタル化の進展>

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月閣議決定)では、教育DX[※]を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰でも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月閣議決定)では、GIGA スクール構想[※]を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むこと、図書館などの社会教育施設ではICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開する取組を促進すること等が示されました。

<コロナ禍の影響>

令和2年度から令和4年度にかけての3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、度重なる臨時休校やおはなし会の制限など、子どもたちの生活や読書環境にも様々な変化や影響がもたらされました。

(4) 町の動向

令和7年12月に「会津美里町第4次総合計画」が策定され、家庭の教育力向上のため、親子がともに学ぶ機会の提供に努めるとともに、図書館において本を通じた想像力や感受性を育むことのできる場の提供を継続することとしています。

また、令和8年3月に「第4期会津美里町教育振興基本計画」が策定され、心豊かな子どもの育成として、園や学校における「読み聞かせ」や「読書の機会」の創出に努めるとともに、図書環境の整備による読書活動の充実を図ることとしています。また、学びの場の充実として、図書館の蔵書や学習資料、レファレンスサービス[※]を充実させることにより、主体的に学べる環境を提供することとしています。さらに、学習機会の充実として、乳幼児期からの読書習慣形成を支援するブックスタート事業[※]を充実させ、家庭での学びの基盤づくりを推進することとしています。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実のために

(1) 家庭における読書活動の推進

6、7か月児健康相談において、ブックスタートセット(絵本2冊、ブックスタートアドバイスブックレット、ブックスタート案内、図書館案内等)を配付、読み聞かせを実施し、絵本や読み聞かせの大切さを伝えるとともに、図書館の利用促進を図りました。

子育て支援センターにおいて、活動や講座・イベント時に読み聞かせを行い、読書の大切さを伝えました。

「家読(うちどく)※」を推進するため、1～3歳児向けのおすすめ絵本のリストを健診時に配付するとともに、図書館内に設置し、読み聞かせの効果や大切さ、絵本選びのヒントを伝えました。また、親子で読み聞かせの楽しさを体験する「おはなし会YOMUYO!」を実施しました。



読み聞かせ(子育て支援センター)

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
ブックスタート	6、7ヶ月児健康相談時においてブックスタート事業を実施し、読み聞かせと図書館の利用促進を図るとともに、家庭での読書の大切さを伝える。	% 100	% 100	% 100
		活動指標:実施割合(配布率)		
子育て支援センターの活用	子育て支援センターにて読み聞かせ・講座等の読書活動を行い、読書の大切さを伝える。	人 635	人 600	人 380
		活動指標:月平均利用者数(延べ)		
「家読」の推進	定期健診時等の機会において、年齢別おすすめ絵本のリストの配布や、図書館で乳幼児向けのおはなし会を実施する。	% —	% 100	% 100
		活動指標:ブックリスト配付率		

※子育て支援センターの利用者数の減については、子どもの数の減少と、共働きの家庭が増え、家庭で保育する子どもが減少したためです。

(2) 認定こども園等における読書活動の推進

ボランティア団体「おはなしぼけっと」、「たんぽぽの会」、「木の実シアター」の協力による読み聞かせを実施しました。

「会津美里町おすすめ図書」、「絵本だより」や「園長だより」において、保護者に向けて季節の絵本や保育者が選定したおすすめ絵本を紹介するとともに、絵本の良さや大切さ、読み聞かせの魅力を発信しました。



ボランティア団体による読み聞かせ

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
読み聞かせ	外部の人間による、読み聞かせを実施する。(ボランティア、図書館職員の協力を得たものとする。)	回 1~12	回 3以上	回 平均 2.8
		活動指標: 1園あたりの開催回数		
保護者への啓発	「家読」など、保護者に向けての情報提供や講演会などによる意識啓発(「家読」用ブックリスト、図書館だよりの発行・配布)	回 3~12	回 4以上	回 平均 12.3
		活動指標: 1園あたり「絵本だより」等の発行回数		
職員の知識・スキルアップ	職員研修会の開催	回 0~3	回 1以上	回 平均 0.5
		活動指標: 1園あたりの実施回数		

(3) 学校における読書活動の推進

「会津美里町おすすめ図書」の周知、掲示により、本を選ぶ・借りるきっかけをつくることができました。

小学校において、ボランティア団体「宮川チームズ」、「おはなしポケット」、「たんぽぽの会」の協力による読み聞かせを実施しました。

読書活動の啓発として、小学校では、紹介文をつけたおすすめ本や課題図書、新刊図書のお知らせを掲示しました。また、中学校では、読書感想文コンクールの課題図書の配置や本の紹介ポスターを掲示しました。

多様な読書活動の推進として、小学校では、朝の読書や図書委員による低学年児童への読み聞かせ等を実施しました。また、中学校ではビブリオバトル学級大会や朝の読書、国語科の授業内での読書を実施しました。



ビブリオバトル学級大会

「家読」など保護者への啓発活動として、小学校では、メディアコントロール週間に合わせた家庭での読書や「図書だより」において親子読書等家庭を巻き込んだ読書を推進しました。また、中学校では、朝の読書や国語科の授業内での読書により、読書の習慣化を図り、家読への発展につなげました。

指標の進捗状況

第2次計画		校種	計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)	
取組み	内容					
読み聞かせボランティア・図書館職員による読書活動の実施	外部の人間による、読み聞かせ・ブックトークを実施する。(ボランティア、図書館職員の協力を得たものとする。)	小学校	回 3~27	回 5以上	回 平均7.7	
		活動指標:1校あたりの開催回数				
読書活動の啓発イベントの実施	「読書推進標語コンクール」等を実施する。POP(ポップ)作りを通じた読書の推進を図る。	小学校	回 1~2	回 1以上	回 平均2.5	
		活動指標:1校あたりの開催回数				
		中学校	回 1	回 1以上	回 平均1.3	
		活動指標:1校あたりの開催回数				
多様な読書活動の推進	読書マラソン、ブックトークやビブリオバトル等を実施する。	小学校	回 0~30	回 1以上	回 平均2.2	
		活動指標:1校あたりの実施回数				
		中学校	回 -	回 1以上	回 平均1	
		活動指標:1校あたりの実施回数				
「家読」への取組みの推進	「家読」の活動を啓発し、取り組む。	小学校	回 2~通年	回 2以上	回 平均2	
		活動指標:1校あたりの実施回数				
		中学校	回 0~1	回 1以上	回 平均1	
		活動指標:1校あたりの実施回数				

(4) 図書館等における読書活動の推進

「おはなし会YOMUYO!」の開催やクリスマスなどイベントにあわせた読み聞かせを実施しました。

図書館で本を借りるとカプセルトイマシンを回せるイベントや、お題に書かれた本を読んでビンゴするイベントなどを実施しました。

年代別のおすすめ本の紹介や図書館利用促進イベントの案内を載せた「こどもとしよかんだより」を発行し、認定こども園、学校、子育て支援センターなどへ配布しました。



おはなし会YOMUYO!

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
お話し会の開催	図書館職員や読み聞かせボランティアによる、乳幼児向けや児童向けのおはなし会を実施する。	2回	12回	9回
		活動指標:開催回数		
多様な読書活動推進イベントの実施	子どもを対象としたイベント(講演会など)を実施する。	3回	3以上回	9回
		活動指標:実施回数		
子ども用図書館だよりの発行・配布	認定こども園、小・中学校に配布する子ども用図書館だよりを発行し、配布する。	1回	2回	4回
		活動指標:発行回数		

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 認定こども園等における読書環境の整備・充実

絵本コーナーにおいて、絵本をウォールポケットに掲示したり、棚を手に取りやすい高さに設定しました。また、季節や行事に合わせた絵本の展示や壁面の飾りつけ、吹き出し等をつけ興味や親しみが感じられるようにしました。



ウォールポケットに掲示した絵本

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
絵本等の収集及び提供	絵本を収集し、また貸出を行うことにより、園児及び保護者に本と触れ合う機会を提供する。	15~30冊	20以上冊	平均 20.8冊
		活動指標:園児1人あたりの貸出冊数		

(2) 学校における読書環境の整備・充実

「会津美里町おすすめ図書」のコーナーをつくって全校生への周知を行いました。図書支援員と連携し、季節や行事等に関連する本の掲示・展示や、レイアウト・掲示方法を工夫し、環境整備を行いました。

研修会については、現在の図書支援員の人員体制では参加が難しい状況でした。



おすすめ図書コーナー

指標の進捗状況

第2次計画		校種	計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容				
学校図書館の蔵書充実	学校図書館の蔵書を充実させる。	小学校	冊 20~50	冊 30以上	冊 平均 28.6
		活動指標: 1人あたりの図書貸出冊数			
学校図書館の整備	図書支援員や図書館職員を各学校に派遣し、学校図書館の整備・充実を図る。	中学校	冊 1~4	冊 5以上	冊 平均 3.5
		活動指標: 1人あたりの図書貸出冊数			
学校図書館担当教員・学校図書支援員等の研修会の実施	学校図書館担当教員・学校図書支援員研修会を実施し、指導力の向上を図る。	小・中学校	人 2	人 4	人 2
		活動指標: 図書支援員配置人数			
学校図書館担当教員・学校図書支援員等の研修会の実施	学校図書館担当教員・学校図書支援員研修会を実施し、指導力の向上を図る。	小・中学校	回 -	回 1以上	回 0
		活動指標: 実施回数			

(3) 図書館における読書環境の整備・充実

児童書・絵本、ティーンズ向けの図書や課題図書、教科書掲載図書などを積極的に選定しました。

図書館と生涯学習センター図書室との相互貸出返却を継続するとともに、除籍した図書館蔵書の一部を生涯学習センター図書室へ移管するなど、整備・運営支援を行いました。また、図書館と学校の図書支援員とで情報共有し、夏休みイベントの同時開催など連携を図りました。

アクセシブルな書籍(バリアフリー本)について、点字絵本やLLブック※の収集・充実を図りました。

学校等への団体貸出※について、貸出冊数の増加や貸出期間の延長を図り、貸出体制の充実を図りました。



夏休み宿題応援コーナー

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
児童書・絵本の充実	読み物、調べもの、絵本など子ども向けの図書の蔵書を増やす。	冊 8,665	冊 15,000	冊 13,737
		活動指標:児童書の蔵書冊数		
ティーンズ(中高生)向けの本の充実	ティーンズ(中高生)向けの読み物や実用書の蔵書を増やし、ティーンズコーナーを充実させる。	冊 595	冊 1,000	冊 1,352
		活動指標:ティーンズ向け図書の蔵書冊数		
生涯学習センター図書室、小・中学校図書館の整備・運営の支援	生涯学習センター図書室、学校図書館の整備・運営の支援を実施する。	か所 2	か所 9	か所 2
		活動指標:実施場所数		
団体貸出の周知、相互貸借・テーマ図書貸出・移動図書館による貸出体制整備	学校と図書館の連携を図り、図書館資料を学校に貸出を行う。	冊 -	冊 500	冊 96
		活動指標:貸出冊数		

基本方針3 子どもの読書活動についての理解と促進のために

学校における図書委員会活動として、読書郵便^{*}や低学年児童への読み聞かせの実施、紹介ポスター作製やお昼の放送での本の紹介、読書ファイルへのシールやしおりの贈呈を行いました。

小学生の図書館訪問や中学生の図書館職場体験を実施しました。

図書館では、年代別のおすすめ本の紹介や図書館利用促進イベントの案内を載せた「こどもとしゃかんだより」を発行し、認定こども園、学校、子育て支援センターなどへ配布しました。

また、外部講師を招き、読み聞かせや読み聞かせボランティアに興味がある人へ向けた「絵本の読み聞かせ講座」を開催しました。

毎月、町広報誌へ「会津美里町図書館だより」の記事掲載や「図書館だより」の発行、図書館ホームページやSNSにおいて、新着図書や図書展示、図書イベントなどの情報を随時発信しました。



図書委員会による低学年児童への読み聞かせ



小学生の図書館訪問



絵本の読み聞かせ講座

指標の進捗状況

第2次計画		計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
取組み	内容			
図書館訪問	各小学校が計画的に図書館を訪問し、利用登録や利用方法について学ぶ。	4校	4校	4校
活動指標: 実施校数				
図書館職場体験	各中学校が図書館における職場体験を実施する。	1校	3校	1校
活動指標: 実施校数				
研修会	図書館職員や読み聞かせボランティア、読書推進活動に興味のある人に向けて、外部から講師を招く等行い、研修会を開催する。	1回	1回以上	1回
活動指標: 実施回数				

計画の指標

(1) 本を1ヶ月に1冊以上読んだ児童生徒の割合 (単位:%)

項目	計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
小学生	99.7	100.0	98.2
中学生	89.7	96.0	93.9

(2) 図書館・図書室の児童書貸出冊数 (単位:冊)

項目	計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	現状 (令和6年度)
図書館	15,423	20,000	14,382
本郷生涯学習センター図書室	1,050	1,500	1,092
新鶴生涯学習センター図書室	787	1,000	569
計	17,260	22,500	16,043

第3章 第3次会津美里町子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の位置づけ

「第3次計画」は、推進法第9条に基づき策定する計画で、国の「第五次基本計画」及び県の「第五次県計画」の内容等を踏まえるとともに、町の上位計画である「会津美里町第4次総合計画」及び「第4期会津美里町教育振興基本計画」との整合性を図り、具体的な取り組みを示すものです。

2 計画の対象と期間

この計画は、18歳以下の子どもと乳幼児の保護者を対象とします。

計画期間については、「第4期会津美里町教育振興基本計画」に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実のために

読書活動は心身の発達と深く関わっており、子どもの自主的な読書活動を推進するためには、発達段階にあわせて切れ目なく、本との出会いの場の提供や、読書に親しむ機会の充実が必要です。そのため、乳幼児期の家庭をスタートとして、子育て支援センター、こども園、学校、図書館等、地域全体において子どもが本に親しむ機会の提供と充実を目指します。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書ができる環境を整備していくことが重要です。子どもが、自由に、そして自主的に読書に親しむことができる環境の整備を図ります。

図書館や学校図書館蔵書の充実や子ども読書活動の人的な支援体制の強化に努め、また、家庭、町健康ふくし課、子育て支援センター、こども園、学校、図書支援員、図書館、読み聞かせボランティア等の関係機関・団体が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動推進のための環境整備を進めます。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解と促進のために

子ども自身の読書に対する姿勢は、取り巻く大人たちに大きく影響を受けます。そのため身近にいる大人が、子ども読書活動の重要性と、読書に親しむ機会や環境づくりの重要性について認識し、さらには読書をともに楽しむことができるようになることが重要です。そのため、子どもの読書活動の推進に係る各機関・団体が連携・協力し、子ども読書活動の意義や重要性について広報・啓発活動を積極的に行い、地域社会全体で、子どもの読書活動について理解が深まることを目指します。関係機関との連携を密にし、読み聞かせ等を行うボランティア団体の育成に努めます。

また、家庭で読書に親しむ時間を共有し、親子の絆を深めることができるよう「家読」の活動を推進し、学校での読書に関する取り組みや、日々の図書館利用を通して読書の楽しさや意義を知ってもらう機会を増やします。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実のために

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝えることや、子どもの読書習慣を形成する上で重要な役割を担っているため、子どもの読書習慣に大きな影響を与える保護者に向けて積極的な働きかけが必要です。乳幼児健診等の機会や親子を対象にしたイベントや家庭教育に関する講座において、親子のコミュニケーションを図る読書活動の推進について啓発し、親子の愛着や信頼を育むことで、親と子のウェルビーイング*を支えます。また、家族で読書に親しむことで、親子の絆を深めることができる、「家読」の活動を推進します。

第2次計画の課題等に対する対応

6、7か月児健康相談時のブックスタート事業実施後、就学前までの家庭での読書をフォローする働きかけとしてセカンドブック事業*を実施します。

取組み	具体的な内容	関係主体
ブックスタート	6、7か月児健康相談時に絵本のプレゼントと読み聞かせを行い、家庭における読み聞かせの大切さを伝える。	健康ふくし課、図書館
セカンドブック	3歳児健康相談時にブックリストの配布と読み聞かせを行い、家庭における読み聞かせの大切さを伝えるとともに図書館の利用促進を図る。	健康ふくし課、図書館
子育て支援センターの活用	子育て支援センターにて読み聞かせ・講座等の読書活動を行い、読み聞かせや家読の大切さを伝える。	子育て支援センター
「家読」の推進	定期健診時等の機会において、年齢別おすすめ絵本のリスト、読み聞かせの意義や大切さを伝えるリーフレットを配布する。	図書館

(2) 認定こども園における読書活動の推進

認定こども園は家庭と同様、絵本を通して豊かな言葉を知り絵本の楽しさを日常的に体験できる場所であり、読書習慣の基礎を築く重要な役割を担っています。たくさんのお絵本と出会う機会を設け、読み聞かせを行い、絵本を題材とした「遊び」を取り入れることで、好奇心や豊かな感性が生まれ、子どもと本の結びつきを強めることができます。認定こども園においては、子ども達が本に親しみ触れる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の提供に努めます。また、「家読」など家庭での親子読書活動の意識啓発に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

外部の人材による読み聞かせの実施について、読み聞かせボランティア団体の情報がなく開催できなかった認定こども園があった。認定こども園間で読み聞かせボランティア等の情報交換をし、外部人材を活用した読み聞かせの充実に努めます。また、職員の研修会参加について、自主開催の研修や外部研修参加だけではなく保育者同士による園内研修の実施により知識・スキルアップを図ります。

取組み	具体的な内容	関係主体
外部の人材による読書活動の実施	読み聞かせボランティア、絵本作家、図書館職員等による、読み聞かせを実施する。	認定こども園
保護者への啓発活動	「絵本だより」などの配布や、「会津美里町おすすめ図書」の配付・掲示等活用を図る。	認定こども園
職員の知識・スキルアップ	職員の研修会への参加や園内研修を実施する。	認定こども園

(3) 学校における読書活動の推進

学校における読書活動は、子どもの感性や創造力といった豊かな心を育むとともに、学びの基礎力を高め意欲的に学習に取り組む姿勢を培うことにつながることから、学校図書館を活用した読書活動と学習支援の充実に努めます。さらに、家族で読書に親しむことは、子どもの読書に対する興味や関心を高めることから、保護者の理解と協力を得ながら、家庭への情報提供や「家読」の啓発に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

本を読まない、興味がない、敬遠する児童・生徒に対する関心や意欲の喚起を図るため、現在の取組みを継続し読書活動の推進を図ります。

取組み	具体的な内容	関係主体
外部の人材による読書活動の実施	読み聞かせボランティア、絵本作家、図書館職員等による、読み聞かせを実施する。	小学校、義務教育学校
多様な読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や図書委員会において、児童生徒の読書意欲を喚起する企画を立案・実施する。 (読書郵便など) ・児童生徒の読書意欲を高める POP(ポップ)作成を通じて、読書活動を推進する。 ・読書マラソン、ブックトークやビブリオバトル等を実施する。 ・学校の教育活動に朝の読書活動等を組み入れ、日常的な読書時間の定着を図る。 ・「会津美里町おすすめ図書」の配付・掲示等活用を図る。 	小学校、中学校、義務教育学校

取組み	具体的な内容	関係主体
「家読」への取組の推進	親子読書等、家庭での読書「家読」の活動を啓発するとともに、図書だよりの発行など保護者への情報提供を図る。	小学校、 中学校、 義務教育学校

(4) 図書館における読書活動の推進

図書館及び図書館分室は、自由に利用できる身近な施設です。子どもから大人まで、それぞれの要望に応えられるよう、読書に親しむ機会の提供や学習活動の支援に努めます。また、子どもと本とをつなげ、読書への意欲を高めるために、子どもたちや保護者への読書に関する情報提供に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

おはなし会の開催については、図書室がある地域づくりセンターでのイベント時にあわせ開催し、回数の増加を図るとともに参加しやすい環境づくりに努めます。

取組み	具体的な内容	関係主体
おはなし会の開催	図書館職員や読み聞かせボランティアによる乳幼児向け・児童向けのおはなし会を実施する。地域づくりセンターで開催されるイベントと共催したおはなし会を実施する。	図書館
多様な読書活動の推進	子どもを対象とした、読書活動と図書館利用促進のためのイベントを実施する。(としょかんこどもデー、としょかんクリスマス、映画上映会、としょかんで謎解きゲーム、本の福袋、読んで本くじ、としょかんビンゴなど)	図書館
子どもや保護者への情報発信	「こどもとしょかんだより」を発行し、配布する。また、年齢に適したおすすめ本ブックリストを作成し、図書館の案内とあわせて健康相談や定期健診において配付する。	図書館
「会津美里町おすすめ図書」の推進	子育て支援センター、認定こども園、学校、図書館の職員及び図書支援員が選んだ推薦図書のリストを作成し、配付・掲示等活用を図る。	図書館

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 認定こども園における読書環境の整備・充実

認定こども園は、絵本や物語などに触れることができる環境を整えることによって、子どもが乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に付けられる場所です。そのため、絵本をはじめとする児童書を充実させ、子どもがたくさんの本を楽しめる環境の整備に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

毎年決まった絵本にならないように、新刊などの充実を図るとともに、子どもが興味を持つような絵本コーナーの整備に努めます。

取組み	具体的な内容	関係主体
絵本等の充実と提供	絵本を充実させ、貸出を行うことにより、園児と保護者にたくさんの本と触れ合う機会を提供する。	認定こども園
職員を対象とした研修会への参加	研修に参加し、読書指導に関する専門的知識の向上を図る。	認定こども園

(2) 学校における読書環境の整備・充実

学校における、子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支えるためには、学校図書館の充実が重要な役割を果たします。学習の参考になる本や読み物をはじめとして、様々な分野の本を揃えるとともに、学校図書館への図書支援員の配置や図書館情報システムを活用した学校と図書館との連携を行うことで、学校図書館機能の充実を図ります。

第2次計画の課題等に対する対応

「会津美里町おすすめ図書」に選定された本を中心としたさらなる蔵書充実に努めます。また、古い情報の本の廃棄、更新が十分ではないため、蔵書更新を進めます。

また、研修会への参加について、外部研修参加だけではなく各学校の担当職員間での勉強会の実施により知識・スキルアップを図ります。

取組み	具体的な内容	関係主体
学校図書館の蔵書充実	学校図書館の蔵書数を充実させ、多種多様な分野の本を取り入れることで、貸出冊数の増加を図る。また、情報が古い本の買い替えなど蔵書更新を図る。	小学校、 中学校、 義務教育学校
学校図書館の整備	図書支援員を各学校に派遣し、学校図書館の整備・充実を図る。	小学校、 中学校、 義務教育学校
学校図書館担当職員・図書支援員等の研修会への参加	研修会への参加や勉強会の実施により、学校図書館運営や読書指導に関する専門的知識の向上を図る。	小学校、 中学校、 義務教育学校

(3) 図書館における読書環境の整備・充実

図書館及び図書館分室は、子どもが豊富な図書の中から読みたい本を自由に手にとり、本を読む楽しさや学ぶ楽しさを見出すことができる場所です。子どもの好奇心を刺激する広範なジャンルの本の整備・充実とともに、読みたい本が見つかる、新たな本との出会いがあるよう多様な展示、ブックリストの提供に努め、気軽に読書相談ができる親しみやすい雰囲気づくりに努めます。

また、図書館職員の専門性を活かし、図書支援員と協力して、図書館と学校図書館との連携や整備・運営などの支援を行うことに努めます。

併せて、障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが読書に親しむ機会を提供できるよう、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）のあらゆるニーズに応じた読書環境を整備することが求められます。アクセシブルな書籍（点字図書や大活字本、ユニバーサルデザインの本や布絵本、外国語の本等）の収集や電子書籍等（デジタイズ図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等）の導入の検討、読書をサポートする備品（拡大鏡、リーディングトラッカー、書見台、再生機等）の充実とその周知に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

認定こども園や学校向けの団体貸出について、定期的に周知を行い、利用促進を図ります。また、図書支援員との情報交換を密にし、学校図書館の整備・運営の支援を行うことに努めます。

取組み	具体的な内容	担当
児童書・絵本の充実	蔵書更新とともに、読み物、調べもの学習用図書、絵本など子ども向けの図書の充実を図る。	図書館
ティーンズ（中高生）向け図書の充実	ティーンズ（中高生）向けの読み物や実用書の蔵書を増やし、ティーンズコーナーを充実させ、周知方法や目に留まりやすい展示を工夫する。	図書館
学校図書館の整備・運営の支援	学校図書館の整備・運営の支援を行うことに努める。	図書館
団体貸出の周知、テーマ図書貸出	定期的に認定こども園、学校向け団体貸出の利用方法の周知を行う。また、あらかじめ選書したテーマ図書のセット貸出により、多忙な保育・教育関係者の利用促進を図る。	図書館
アクセシブルな書籍の充実	点字図書や大活字本、ユニバーサルデザインの本や布絵本、外国語の本等を収集する。電子書籍等（デジタイズ図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック（再生機を含む）等）の導入を検討する。	図書館

基本方針3 子どもの読書活動についての理解と促進のために

(1) 読書活動、推進のための普及と啓発

学校や図書館、関係機関と広く連携を図り、子どもの読書活動推進に関する取組を紹介する等、普及や啓発に努めます。

第2次計画の課題等に対する対応

図書館での職場体験ができる情報の共有を図り、各中学校での職場体験での活用に努めます。

取組み	具体的な内容	関係主体
図書委員会の活動推進	図書委員会による読書推進活動を推進する。	小学校、 中学校、 義務教育学校
図書館訪問	各小学校が公共施設や公共サービスを学ぶ学習などにおいて、図書館を訪問し、利用方法やルールについて学ぶ。	小学校、 義務教育学校、 図書館
図書館職場体験	各中学校が進路学習や総合学習の時間などにおいて、図書館における職場体験を実施する。	中学校、 義務教育学校、 図書館
図書館だよりの発行	子ども用の「こどもとしょかんだより」、中高生向けの「図書館だより」を発行し、認定こども園、学校へ配布する。	図書館
研修会の実施	図書館職員や保育者・教育関係者、読み聞かせボランティアなど、読書推進活動に興味・関心のある人に向けて外部から講師を招き、研修会を開催する。	図書館

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

子どもの読書活動に関する情報を収集し、読書活動の一層の充実に努めます。

取組み	具体的な内容	関係主体
子どもの読書に役立つ資料等の収集と提供	親子で読書を楽しむための絵本や育児書、読み聞かせのための絵本ガイドブック、おはなし会用資料、小中学生向けの本のガイドブック等を収集し、子どもの読書に役立つ資料と情報を提供する。	図書館

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、会津美里町図書館を中心に、子どもの読書活動の推進に関わる関係機関・団体等と連携を深め協力して会津美里町の子どもの読書活動を推進します。

2 計画の進行状況の確認

この計画の進捗状況については、定期的に確認し、前年度の取組、成果、課題について「会津美里町図書館協議会」及び「教育委員会」へ報告するものとします。

3 計画の指標

この計画を進めるための指標として、次の数値を掲げます。

(1) 一人あたりの1か月読書冊数 (単位:冊)

項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
小学生(小6)	5.8	5.6	6.0
中学生(中3)	1.8	2.1	2.5

実績値(R6)を踏まえ、着実な改善を図るものとして設定しました。

(令和6年度「読書に関する調査」(福島県実施)より)

(2) 1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合 (単位:%)

項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
小学生	0.3	1.8	0.0
中学生	10.3	6.1	4.0

実績値(R6)を踏まえ、現状の水準の低下を抑制しつつ、さらなる改善を図るものとして設定しました。(令和6年度「読書に関する調査」(福島県実施)より)

(3) 図書館・図書室の児童書貸出冊数 (単位:冊)

項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
図書館	15,423	14,382	14,800
本郷図書室	1,050	1,092	1,100
新鶴図書室	787	569	600
計	17,260	16,043	16,500

実績値(R6)と人口減少等を踏まえ、全体として約3%増を目指し、設定しました。

<巻末資料I>

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

<巻末資料2>

「読書に関する調査」の結果

○調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

福島県教育委員会では、「福島県子ども読書活動推進計画」を評価するとともに今後の施策へ生かすため、「読書に関する調査」を毎年11月に実施しています。

① 1か月の平均読書冊数(冊)

小学校	県内(R6)	会津美里町(R6)	会津美里町(R元)
1年生	15.2	16.7	11.1
2年生	16.7	14.5	10.8
3年生	12.2	9.0	9.9
4年生	11.3	12.2	9.9
5年生	7.8	7.2	7.6
6年生	6.7	5.6	5.8
平均	11.6	10.9	9.2

中学校	県内(R6)	会津美里町(R6)	会津美里町(R元)
1年生	3.4	3.0	2.7
2年生	2.7	2.9	2.5
3年生	2.0	2.1	1.8
平均	2.7	2.7	2.3

○1か月の平均読書冊数は、小学校1年生の16.7冊が最も多く、2年生以降は町の平均が県内平均を下回る学年が多くなっています。

○中学校では町・県内とも全学年平均2.7冊で差はほとんどなく、小学校から中学校にかけて読書冊数が大きく減少する傾向が見受けられます。

○令和元年度と比較すると、全体平均は令和元年の9.2冊から令和6年度には10.9冊へと増加しており、特に低学年において大きな増加が見られます。

② 1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合(%)

小学校	県内(R6)	会津美里町(R6)	会津美里町(R元)
1年生	0.4	0	0
2年生	0.7	0	0
3年生	1.2	1.6	0.8
4年生	2.0	7.9	0
5年生	2.4	0.7	0
6年生	2.9	0.6	0.8
平均	1.6	1.8	0.3

中学校	県内(R6)	会津美里町(R6)	会津美里町(R元)
1年生	7.7	18.3	12.7
2年生	9.4	0	10.4
3年生	19.8	0	7.7
平均	12.3	6.1	10.3

○「0冊」と答えた児童生徒の割合は、小学校では平均1.8%と、県内平均よりやや高い傾向にある一方、中学校では県内平均に比べて大幅に低く、特に2・3年生は、県内はそれぞれ9.4%、19.8%であるのに対し、町では0%と大きな差が見受けられます。

○令和元年度と比較すると、中学生の不読率は低下しており、特に中学2・3年生では0%となるなど、これまでの不読者対策の成果が見られます。

○読まなかった理由としては、

- ・勉強・塾・宿題などで忙しい
- ・テレビ・ゲームなどのほうが楽しい
- ・スマートフォン・携帯などのほうが楽しい
- ・雑誌やマンガのほうが好き
- ・本が嫌い

などが挙げられます。

※このデータは、「読書週間」や「ふくしま教育週間」等、読書活動の推進に向けた取り組みが行われている毎年11月の1か月間を対象に実施されている調査であり、年間読書冊数との整合性は測れないものです。

<巻末資料3>

用語解説


	用語	解説
あ 行	家読(うちどく)	「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めること」を目的にした読書活動。
	ウェルビーイング	心身ともに、そして社会的にも満たされた「良い状態」が安定的に持続していること。
	LLブック	LLブックのLLとは、スウェーデン語の Lättläst の略語で、「やさしく読める」という意味。LLブックは、知的障害、学習障害などにより通常の活字図書の利用が困難な人にもわかりやすく読書を楽しめるように、絵文字やイラスト、写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本。
か 行	GIGAスクール構想	「人」台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした構想。
	教育DX	教育において、デジタルを活用した新たな価値の創造が行われること。 ※DXは「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略語で、デジタル技術でビジネスや生活を根本から変革すること。
さ 行	セカンドブック事業	ブックスタート事業において、最初の本(ファーストブック)を贈り、次の本(セカンドブック)を贈る活動。 幼児の想像力が大きく育つ時期とされる 3 歳児の健診の機会に絵本を手渡すケースが多い。 当町では、読み聞かせの「体験」とおすすめ絵本のブックリストをプレゼントする。
た 行	団体貸出	会津美里町図書館サービスの一つ。 こども園、学校に対しては、1施設につき 40 冊までを最大4ヵ月間貸出する。また、町内で活動する団体に対しては、1団体につき 20 冊までを 1ヵ月貸出する。
	読書郵便	おすすめの本を紹介したい人へ手紙を書き、図書委員が届けて伝えるという活動。

	用語	解説
は 行	ブックスタート事業	0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。抱っこぬくもりの中で絵本を読んでもらう心地よさや嬉しさを届けるため赤ちゃんの幸せを願って行う事業。
ら 行	レファレンス サービス	図書館員が、図書館の資料やデータベースなどを使って、調べものや、資料、情報を探したり、探し方を案内するサービス。

<巻末資料4>

第3次会津美里町子ども読書活動推進計画策定経過

期 日	経 過
令和7年 7月 17日	第1回会津美里町図書館協議会（協議）
令和8年 2月 20日	第2回会津美里町図書館協議会（協議）
令和8年 2月 27日	会津美里町教育委員会2月定例会（協議）
令和8年 3月 27日	会津美里町教育委員会3月定例会（協議）
令和8年 4月 17日	会津美里町図書館協議会（書面協議）
令和8年 4月 24日	会津美里町教育委員会4月定例会（策定）



第3次会津美里町子ども読書活動推進計画

令和8年4月 発行

発行・編集 会津美里町教育委員会

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

TEL:0242-54-2368(生涯学習課)

FAX:0242-55-1169

